

## 生活にお困りの人はご相談ください

☎南島原市自立相談センター(南有馬庁舎:保護課内) ☎73-6656  
Eメール:jiritsusoudan@city.minamishimabara.lg.jp

働きたくても仕事が見つからない、仕事をはじめたいが働けるか不安、収入が少なくて生活に困っている、家計のやりくりがうまくできないなど、生活上の悩みごとや心配ごとがありましたら相談窓口「南島原市自立相談センター」にご相談ください。

相談内容や生活状況をもとに課題を話し合い、解決に向けた計画・目標を一緒に考えて、自立につなげられるように支援します。相談は無料で秘密は厳守します。ご家族など、まわりの人からの相談も受け付けますので、まずは電話でご相談ください。

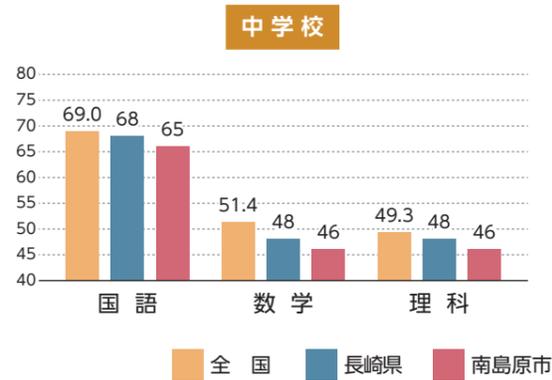
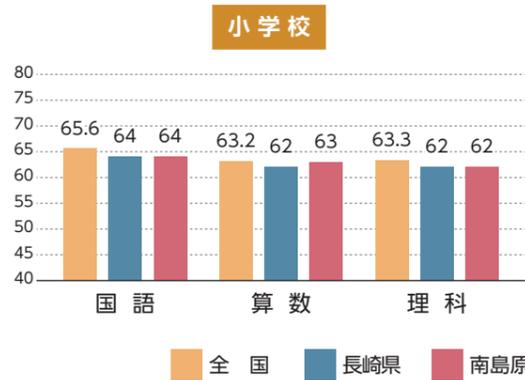
- 相談受付時間…午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

## 令和4年度 全国学力・学習状況調査の結果をお知らせします

☎国学校教育課(南有馬庁舎) ☎73-6702

全国の小学6年生と中学3年生を対象に「全国学力・学習状況調査」が行われましたので、その概要などをお知らせします。

- 調査対象…市内の小学6年生および中学3年生
- 調査実施日…4月19日
- 教科に関する調査の結果(平均正答率%)



小学校は、算数は全国平均正答率とほぼ同等ですが、国語・理科は全国平均正答率に達しませんでした。

中学校は、国語・数学・理科すべてにおいて、全国平均正答率に達しませんでした。

### 質問紙調査の結果(主な内容)

- 「今住んでいる地域の行事に参加している」「自分には、よいところがあると思う」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と思っている児童生徒の割合が高いです。
- 「学校の授業の予習・復習をする等、計画して家庭学習に取り組むこと」「携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守ること」に課題があります。

### 学力向上に向けた取り組みについて

- 各学校で「学力向上プラン」を作成し、各学校の課題に即した具体的な取り組みを行い、日々の授業改善に役立てています。さらに、タブレット端末や電子黒板などのICT機器を効果的に活用しながら「主体的・対話的で深い学びの実現」の視点から、授業改善に取り組んでいます。
- 市独自で小学校1～6年生の国語と算数、中学校1～2年生の国語、数学、英語の学力調査を実施します。これらの結果をもとに学校および市全体での教職員研修で分析や課題の共有を行い、児童生徒一人ひとりの学力の向上に向けて取り組んでいきます。

## 大規模建築物の耐震診断費用を補助します

☎都市計画課(有家庁舎) ☎73-6677

建築物の耐震化の促進および災害時における安全確保のため、昭和56年5月31日以前に建築された、一定規模以上の市内の建築物(特定既存耐震不適格建築物)について、耐震診断に要する費用を補助します。

耐震診断前に申請手続きが必要になりますので、まずは補助対象建築物に該当するかどうかをご相談ください。

特定既存耐震不適格建築物(耐震診断の努力義務)	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1号に規定する建築物(例:3階建て以上かつ床面積の合計1,000平方メートル以上の病院、店舗、ホテルなど)
-------------------------	--

### ●補助対象建築物および助成対象者

市内にある病院、老人ホーム、ホテルなどの特定既存耐震不適格建築物の所有者で、市税の滞納がない者  
※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

### ●補助金の額

耐震診断に要した費用の3分の2を乗じて得た額(上限:160万円、1,000円未満の端数切り捨て)  
補助対象経費は、以下に定める床面積の部分に応じた額の累計加算額を上限とします。

建築物の延べ面積	金額(延べ面積1平方メートルにつき)
1,000平方メートル以下の部分	3,600円
1,000平方メートルを超えて、2,000平方メートル以下の部分	1,540円
2,000平方メートルを超える部分	1,030円

### ●留意事項

- ①相談および申請の受付は10月31日(月)までとします。
- ②補助金の交付決定前に耐震診断に着手することは認められません。
- ③予算額に達し次第受付を終了します。



市HP

## 大規模な土地取引には届出が必要です

☎都市計画課(有家庁舎) ☎73-6677

一定面積以上の土地取引(売買など)には、国土利用計画法により届出が義務付けられています。

また、10月は土地月間、10月1日は「土地の日」です。豊かな郷土を未来へ引き継いでいくため、土地の有効利用について考えましょう。

### ●届出が必要な土地取引面積

①市街化区域	2,000㎡以上
②上記以外の都市計画区域	5,000㎡以上
③都市計画区域以外の区域	10,000㎡以上

※複数の土地取引においては、合計面積で該当となる場合もあります。

### ●届出の手続き

届出者	土地の権利取得者(売買の場合は買主)
届出期限	契約締結日(予約を含む)から2週間以内。ただし、2週間後が土日祝日、年末年始などはその翌日まで
届出窓口	都市計画課(有家庁舎)

※届出の詳細についてはお問い合わせください。